

1 河川整備計画とは

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（河川整備計画）を定めることとなり、その際、学識経験者や住民意見を聴取し反映する必要がある。（河川法 第16条の2）

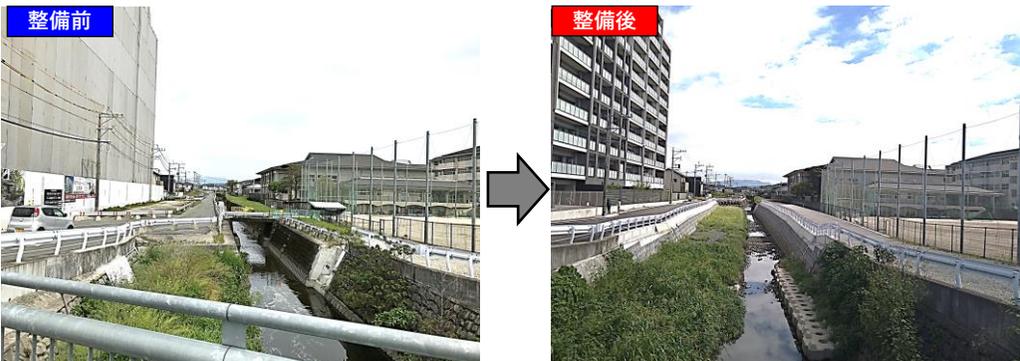
〔河川整備計画に定める事項〕

- (1)河川整備計画の目標に関する事項
- (2)河川整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2 河川整備計画策定までの流れ

- ◆本市が管理する緑川水系健軍川、藻器堀川・保田窪放水路については、「都市小河川改修事業全体計画」の認可（S48）により、河川改修事業を実施している。
- ◆河川法改正に伴い、河川整備方針、河川整備計画が位置付けられ、緑川水系の河川整備基本方針が策定された（H20）。
- ◆政令市移行に伴い、市が河川整備計画の策定主体となったため、令和3年度から、策定に向け、適宜議会での報告や学識経験者の意見聴取、地域住民との意見交換会、パブリックコメント等を行い、本河川整備計画を作成し、令和6年1月国の認可が下りた。

（参考） 河川整備の例



健軍川

3 河川整備計画に定める事項

（1）計画期間

○計画策定から概ね30年間

（3）位置及び内容

健軍川



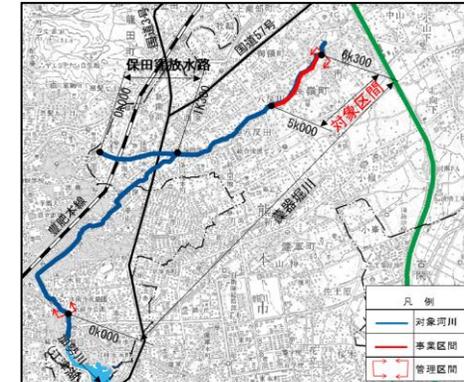
【河川整備の内容】

- 護岸工 L=1,400m
- 横断工作物 橋梁 3橋
- 洪水調整施設 遊水地 1箇所

（2）目標とする治水安全度

○概ね10年に1回程度の洪水

藻器堀川・保田窪放水路



【河川整備の内容】

- 護岸工 L=1,300m
- 横断工作物 橋梁 3橋

（4）河川改修のイメージ

【周辺景観との調和】

護岸ブロックの明度を下げ、周辺景観との調和を図る。

【河岸の保全】

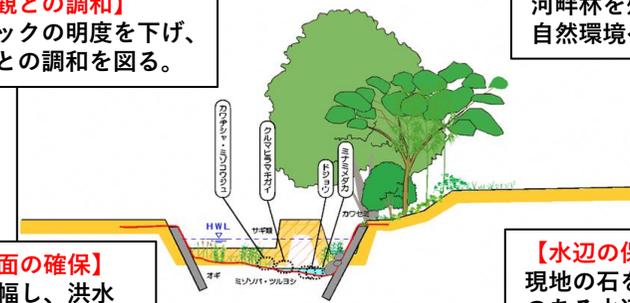
河畔林を残すなど、河岸の自然環境への影響を軽減。

【流下断面の確保】

河道を拡幅し、洪水を安全に流下させる。

【水辺の保全】

現地の石を再利用し、間隙のある水辺空間を保全。



▲藻器堀川の代表断面

→ 洪水を安全に流すことができ、地域住民に親しまれる川づくり
このほか、流域治水対策や適切な維持管理等を位置付け